

# 秘密保持契約書

\_\_\_\_\_ (以下「甲」という)と株式会社リッチコンテンツ  
(以下「乙」という)は、取り扱いにつき、次の通り秘密保持契約を締結する。

## 第一条 (目的)

1. 甲及び乙は、甲及び乙にて本業務の検討を行うこと (以下「本検討」という)を目的として本契約を締結する。但し、甲及び乙は、本契約の締結により何等義務を負うものではないことを確認する。
2. 甲及び乙は、相手方から開示された本業務に関する情報 (以下「本秘密情報」という)を善良な管理者の注意を以て管理し且つ本件等の目的の為にのみ保有・使用するものとし、その他の目的にはいっさい使用してはならない。
3. 本契約において「本秘密情報」とは、本検討の事実及び書面、口頭、電子的記録、物品也その形態及び方法の如何を問わず、本件等の為に甲乙は乙より相手方に対し開示された一切の情報を意味する。

## 第二条 (秘密保持義務)

1. 甲及び乙は、相手方の本秘密情報を秘密に保持するものとし、相手方の書面による事前の承諾がある場合を除き、本秘密情報を第三者へ開示又は漏洩しないものとする。但し、甲及び乙は、本検討の為に知る必用のある自己の役員、従業員には本秘密情報を開示できるものとする。
2. 前項の規定に拘らず、本秘密情報のうち次の各校のいずれかに該当するものについては、本秘密情報として扱わないものとする。
  - ① 開示の際、既に公知であるもの
  - ② 開示の際、既に受領者が自ら所有し又は第三者から入手したもの
  - ③ 開示後、公知となったもの
  - ④ 開示後、秘密保持義務を課されることなく第三者から正当に入手したもの
3. 甲及び乙は、自己の役員及び従業員に対し、本秘密情報が第三者に知られ、又は無断で使用されないように、必用なあらゆる処置をとるものとし、本契約内容を遵守させることについて一切の責任を負うものとする。

## 第三条 (秘密情報の返却)

甲及び乙は、相手方が要求した場合、本契約に基づき相手方から受領した本機密情報をすべて相手方へ返却又は破棄し、又は電子情報として保存しているデータを削除する。

## 第四条 (権利帰属等)

1. 甲及び乙は、本秘密情報に関するすべての権利は、いかなる形式であろうとも本機密情報を開示した側に帰属するものであり、本秘密情報の開示を受けた側は本検討の為の使用を除き、いかなる目的においても本秘密情報を複製、複製及び使用しないことに同意する。
2. 本検討を通して具体化した検討素案・実施内容に係る権利は乙に帰属するものであり、本検討

の為の使用を除き、甲はいかなる目的においても複写、複製及び使用しないことに同意する。

#### 第五条（直接交渉の禁止）

甲及び乙は、相互に事前の相手方の承諾なく本業務の推移を目的として、甲及び乙が本目的推進の為に相手方へ紹介した企業、又はその関係者に直接接触し、交渉してはならない。

#### 第六条（契約期間）

本契約締結日から1年間とし、契約満了日の1ヶ月以上前までに、いずれか一方より申し出がない場合、本契約は、自動的に同一内容・同一期間更新されることとし、以降も同様とする。但し、本契約第二条に定める秘密保持義務、第五条、第七条及び第八条の規定は、本契約終了後2年間は有効に存続する。

#### 第七条（損害賠償）

甲及び乙、又は甲及び乙の従業員等が本契約に違反した場合には、甲及び乙は、当該違反行為によって相手方が被った損害を相手方に対して賠償するものとする。

#### 第八条（合意管轄）

本契約に関し、本契約の当事者間に紛争が生じた場合は、被告となる当事者の本店所在地を管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所とすることに合意する。

#### 第九条（協議事項）

本契約に定めのない事項及び本契約に疑義が生じた事項については、本契約の当事者双方で、誠意を持って協議の上、円満に解決を図るものとする。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙署名捺印の上、各1通を保有する。

年 月 日

甲：

乙：東京都中央区月島2-1-1 アーバンライフ月島12F  
株式会社リッチコンテンツ  
代表取締役